

「令和8年度千葉市ニューファーマー育成研修等業務委託」仕様書

1 適用範囲

本業務の目的は、「令和8年度千葉市ニューファーマー育成研修等業務委託」の企画提案にあたり、応募者が提案する事項や、契約締結後の業務に関する一般事項を示すものである。なお、当委託は「令和8年度千葉市ニューファーマー育成研修」と「令和8年度千葉市雇用就農・農業基礎研修」の2つの研修事業を含む。受託者は、両研修業務の趣旨を理解し、事業間の連動を図り、各々の事業効果が最大限発揮できる実施方法を検討すること。

2 事業目的

本事業は、多様な形態での農業の担い手を確保・育成することを目的とする。

3 委託内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和10年1月31日（月）まで

(2) 業務内容

①令和8年度千葉市ニューファーマー育成研修（アドバンスコース・育成コース）

ア 年間研修計画及びカリキュラムの作成

イ 講師（栽培技術（千葉市及び全国）・経営講座・営農計画作成講座・データ活用講座・リアルケーススタディ・農家研修・補助金及び融資の活用を見据えた営農計画のプレゼンテーション等）の選定・確保・調整

ウ 上記業務に係る必要な打合せ等

エ 業務報告書の提出

オ 研修生確保に係る企画・実施（千葉市雇用就農・農業基礎研修と併せて企画・実施）

カ 研修候補生の推薦

キ 研修の全体運営

②令和8年度千葉市雇用就農・農業基礎研修

ア 年間研修計画及びカリキュラムの作成

イ 講師（自己分析ワークショップ・様々な農業のあり方講義、インターン研修等）の選定・確保・調整

ウ 上記業務に係る必要な打合せ等

エ 業務報告書の作成

オ 研修生確保に係る企画・実施（千葉市ニューファーマー育成研修と併せて企画・実施）

カ 研修の全体運営

4 研修内容

(1) 令和8年度千葉市ニューファーマー育成研修（アドバンスコース）

短期間で地域の担い手として就農してもらうことを目的に、独立就農を目指して既に農業を学び始めている者を対象とした、農政センター内の温室をインキュベーションファームとして研修生自らが栽培から販売までを行うとともに、外部講師から経営について座学を受けるコース。

ア 研修期間

約12か月（令和9年1月から令和9年12月まで）

イ 研修場所

千葉市内等（主に千葉市農政センター）

ウ 研修生

（ア）3人（イチゴ2人、トマト1人）

（イ）研修生の対象要件は以下のとおり

- a 48歳未満（令和9年1月1日時点）
- b これまでに研修等の経験を積んでいること（農業大学校、民間の農業学校等で学んだ者）
- c 研修中、通所が可能であること
- d 農政センターほ場において、栽培から販路までの研修を自ら計画し、自ら実施できること
- e 研修修了月の翌月1日から起算して1年以内に千葉市内で農業経営を開始する者であること
- f 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること
- g 市町村税の未納がないこと

エ 研修内容

（ア）座学

受託者は対面又はZ o o mなどにより週1回程度の座学講義を行うものとする。講義内容は就農に際して必要不可欠な経営知識を習得させるための農業経営学、農政センターでの栽培技術指導だけでなく、より深い栽培知識を習得させるための栽培技術講義を主とする。その他、研修生より希望講座の聞き取りを実施し、希望がある講座については、研修生1人当たり最大2講座までを実施するものとする。

（イ）実習

- a 研修生が、農政センター内の温室で自ら作物を栽培し、販売まで行う。栽培する作物はイチゴとトマトの2品目とする。
- b 受託者は、メンターとして、研修生の相談役を担う担当者を選定する。
- c メンターは、研修生からの課題や問題を共有し、一緒に解決していくと共に農政センターのほ場で直接栽培技術の指導を行うものとする（月2回程度）。
- d 受託者は定期的なミーティングを実施する（担当者ミーティング：週1回、全体ミーティング：月1回）。

（ウ）農家研修

受託者は、千葉市と相談の上、原則千葉市内の先進農家を選定し、週1回程度の農家研修を行うものとし、現場の技術や経営方法を習得させるための内容とする。

（エ）視察

受託者は、研修生より希望視察先の聞き取りを実施する。希望がある場合については、研修生1人当たり原則2か所まで対応する。日程調整については、市の職員と相談すること。視察に係る交通費については、原則、研修参加費として研修生から事前に徴収した予算から支出するものとする。

オ 研修時間

研修生が農政センターで農作業等研修可能な時間は、原則として下表のとおりとする。

3月～10月	平日	8：30～17：00
	土・日・祝日	8：30～17：00
11月～2月	平日	8：30～17：00
	土・日・祝日	8：30～16：00

カ 研修ほ場

仕様書別紙1を参照のこと。

- (ア) イチゴ 温室8 (面積475㎡、高設栽培)
- (イ) トマト 温室6 (面積330㎡、ロックウール栽培)
- (ウ) イチゴ(育苗) 温室3 (面積220㎡)
- (エ) イチゴ(育苗) 温室4 (面積163㎡)
- (オ) トマト(育苗) 温室15 (面積284㎡)
- (カ) ニューファーマー育成研修室(Wi-Fi接続済)

ただし、工事等に伴い、場所や面積等が変更となることもあり得る。

キ 年間スケジュール

仕様書別紙2を参照のこと。

ク 研修生から徴収する費用

研修実施に必要な資材を購入するための経費や傷害保険料等の相当額として市が算出した額を、研修参加費として研修生から徴収し、活用すること。研修参加費は一人当たり資材費10万円、保険料3万円、交通費4万円の計17万円とする。

(2) 令和8年度千葉市ニューファーマー育成研修(育成コース)

新規就農希望者に対し、農業の基礎を学ぶ基礎研修、農家で農業のノウハウを学ぶ農家研修を通じ、独立自営の農業者として必要な技術・知識を習得するコース。

育成コース修了後、希望する場合は次年度のアドバンスコースを受講することができる。(選考あり)

ア 研修期間

15か月(令和8年10月から令和9年12月まで)

- (ア) 基礎研修 3か月(令和8年10月から令和8年12月まで)
- (イ) 農家研修 12か月(令和9年1月から令和9年12月まで)

イ 研修場所

千葉市内等(千葉市農政センター及び市内先進農家圃場等)

ウ 研修生

- (ア) 2人
- (イ) 研修生の対象要件は以下のとおり
 - a 62歳未満(令和9年1月1日時点)
 - b 研修中、自力で研修場所に通うことができること
 - c 研修修了月の翌月1日から起算して1年以内に農業経営を開始する者であること。又は次年度のアドバンスコースへの進級を希望する者であること
 - d 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること
 - e 市町村税の未納がないこと

エ 研修内容

- (ア) 基礎研修

農政センターで、農業の基礎的な座学と実習を行うとともに、関係施設への視察等を実施する研修。

受託者はパイプハウス組み立て研修を実施する。また、コマツナの栽培に係る管理及び播種・収穫の実習を実施する。

(イ) 農家研修

1か月に20日程度且つ1日に8時間程度の農家研修により、農業技術や経営方法を習得する研修。受託者は、千葉市と相談した上、原則千葉市内の先進農家を選定する。

受託者は、研修生より4(1)エの経営講座の受講希望がある場合については、可能な限り受講させることとする。その他、研修生より視察の希望がある場合は、1人当たり原則2か所まで対応する。先進農家との日程調整については、受託者及び研修生の3者で実施することとする。

受託者は、月1回の報告会を実施し、研修生の研修状況を確認し、市に報告することとする。

オ 年間スケジュール

仕様書別紙2を参照のこと。

カ 研修生から徴収する費用

研修実施に必要な資材を購入するための経費や傷害保険料等の相当額として市が算出した額を、研修参加費として研修生から徴収し、活用すること。研修参加費は一人当たり資材費1万円、保険料3万円、交通費4万円の計8万円とする。

(3) 令和8年度千葉市雇用就農・農業基礎研修

雇用就農を目指す者、又は段階的に独立就農を目指す者に対して、農業の基礎を学ぶ基礎研修、市内農業法人等でのインターン研修を通じ農業に必要な技術の習得を目指す研修。

ア 研修期間

6か月(令和8年10月から令和9年3月まで)

(ア) 基礎研修 3か月(令和8年10月から令和8年12月まで)

(イ) インターン研修 3か月間のうち、原則2週間×3か所(令和9年1月から令和9年3月まで)

イ 研修場所

千葉市内等(千葉市農政センター及び市内農業法人等)

ウ 研修生

(ア) 5人

(イ) 研修生の対象要件は以下のとおり

- a 65歳未満(令和9年1月1日時点)
- b 研修中、自力で研修場所まで通うことができること
- c 研修終了後、速やかに市内農業法人等への雇用に向けた取り組みを行うこと、又は次年度の千葉市ニューファーマー育成研修へ申し込むこと
- d 市町村税の未納がないこと

エ 研修内容

(ア) 基礎研修

育成コースと同様(視察等、一部内容に変更有)

(イ) インターン研修

市内農業法人等で原則 2 週間× 3 か所のインターン研修を行ったのち、市内農業法人等とマッチングを行う。

受託者は、千葉市と相談の上、千葉市内でインターン先となる農業法人等を選定する。また、雇用就農に必要な知識を習得するための講義を 2 講座（自己分析ワークショップ・様々な農業のあり方）実施する。

インターン先農家との日程調整については、受託者及び研修生の 3 者で実施することとする。

オ 年間スケジュール

仕様書別紙 2 を参照のこと。

カ 研修生から徴収する費用

研修実施に必要な傷害保険料等の相当額として市が算出した額を、研修参加費として研修生から徴収し、活用すること。研修参加費は一人当たり保険料 3 万円、インターン研修費用 5 万円の計 8 万円とする。

5 業務の再委託について

(1) 受託者は、業務の過半を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託するときは事前に市の承認を得なければならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者にも再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

6 委託業務に係る留意事項

(1) 農政センターの施設管理は市が行い、これに係る経費は市が負担する。

(2) 「エ 研修内容」及びこれに付随する事務等、委託状況に応じた市と受託者との役割分担は仕様書別紙 3 のとおりとする。その経費の負担区分は仕様書別紙 4 を参照のこと。

(3) 災害、研修生に体調不良が発生した場合等、不測の事態が発生した場合には、受託者は指示を仰ぐこととし、この他に必要な事項については市が受託者に指示する。

(4) 市の職員が講師となる研修についても必要に応じて補助を行うものとする。

(5) 業務を通じて、知り得た個人情報等の秘密については、千葉市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、「個人情報取扱特記事項」に基づき必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。また、当該事務を離れた後においても同様とする。

(6) 受託者は千葉市ニューファーマー育成研修生の候補者 1 人以上を推薦すること。ただし、研修生の選考は、育成コースからアドバンスコースへの希望者、千葉市雇用就農・農業基礎研修から千葉市ニューファーマー育成研修への希望者を含め市が行う。

(7) 委託料は、中間検査完了後に 2 分の 1、業務完了検査後に残額を支払うこととし、契約締結時に額を確定する。ただし、実績に基づく出来高払いとし、業務報告書等における実績に基づく変更契約を締結するものとする。

7 その他

仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。